

第 116 回丹波市議会定例会

自 令和 3 年 2 月 24 日
至 令和 3 年 3 月 26 日

議案審議資料

(No.2)

【目 次】

①同意第4号（丹波市固定資産評価員の選任）	・・・ 1～2
②議案第49号（丹波市行政組織条例改正）	・・・ 3～8
③議案第50号（丹波市職員の特殊勤務手当支給条例改正）	・・・ 9～10

人事案件（P1、P2）は、白ページとしています。

丹 波 市

議案第49号

丹波市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

市民が誇りを持って「帰ってこいよ」と言えるまち、そして「帰ってきたい」「住みたい」と思えるまちの実現に向けて、組織を変更するため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 企画総務部をふるさと創造部及び総務部に改編する。
- (2) 各部の事務分掌を修正する。
- (3) 部の名称変更に伴い、附則にて、次の条例の一部を改正する。
 - ア 丹波市表彰条例（平成16年丹波市条例第4号）
 - イ 丹波市総合計画審議会条例（平成16年丹波市条例第24号）
 - ウ 丹波市特別職報酬等審議会条例（平成16年丹波市条例第43号）
 - エ 丹波市長等政治倫理条例（平成19年丹波市条例第4号）
 - オ 丹波市いじめ問題調査委員会設置条例（平成26年丹波市条例第31号）
 - カ 丹波市行政不服審査会設置条例（平成28年丹波市条例第3号）

3 施行日

令和3年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市行政組織条例（平成16年丹波市条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市行政組織条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第6号</p> <p>最終改正 令和2年3月10日条例第4号 (部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第158条第1項の規定に基づき、次に掲げる部を設ける。</p> <p>(1) <u>企画総務部</u></p> <p>(2) まちづくり部</p> <p>(3) 財務部</p> <p>(4) 入札検査部</p> <p>(5) 生活環境部</p> <p>(6) 健康福祉部(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に規定する福祉に関する事務所がつかさどる事務を含む。)</p> <p>(7) 産業経済部</p> <p>(8) 建設部</p> <p>(企画総務部の事務分掌)</p> <p>第2条 <u>企画総務部</u>においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1) <u>市行政施策の企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) 秘書に関すること。</p> <p>(3) <u>広報広聴に関すること。</u></p> <p>(4) 市議会に関すること。</p> <p>(5) 文書に関すること。</p> <p>(6) 情報公開及び個人情報保護に関すること。</p> <p>(7) <u>情報管理及び情報政策に関すること。</u></p> <p>(8) 職員に関すること。</p> <p>(9) 庁舎機能の配置に関すること。</p> <p>(10) <u>将来の都市構造に関すること。</u></p> <p>(11) 新庁舎整備等に関すること。</p> <p>(12) <u>公共交通に関すること。</u></p> <p>(まちづくり部の事務分掌)</p>	<p>○丹波市行政組織条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第6号</p> <p>最終改正 令和2年3月10日条例第4号 (部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第158条第1項の規定に基づき、次に掲げる部を設ける。</p> <p>(1) <u>ふるさと創造部</u></p> <p>(2) <u>総務部</u></p> <p>(3) まちづくり部</p> <p>(4) 財務部</p> <p>(5) 入札検査部</p> <p>(6) 生活環境部</p> <p>(7) 健康福祉部(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に規定する福祉に関する事務所がつかさどる事務を含む。)</p> <p>(8) 産業経済部</p> <p>(9) 建設部</p> <p>(ふるさと創造部の事務分掌)</p> <p>第2条 <u>ふるさと創造部</u>においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1) <u>市行政施策の企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>広報広聴に関すること。</u></p> <p>(3) <u>情報管理及び情報政策に関すること。</u></p> <p>(4) <u>将来の都市構造に関すること。</u></p> <p>(5) <u>公共交通に関すること。</u></p> <p>(6) <u>移住及び定住に関すること。</u></p> <p>(総務部の事務分掌)</p> <p>第3条 <u>総務部</u>においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1) 秘書に関すること。</p> <p>(2) 市議会に関すること。</p> <p>(3) 文書に関すること。</p> <p>(4) 情報公開及び個人情報保護に関すること。</p> <p>(5) 職員に関すること。</p> <p>(6) 庁舎機能の配置に関すること。</p> <p>(7) 新庁舎整備等に関すること。</p> <p>(まちづくり部の事務分掌)</p>

第3条 まちづくり部においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 地域づくりに関すること。
- (2) 自治会に関すること。
- (3) 定期講座、講習会等市民の生涯学習及び文化活動の実施に関すること。
- (4) 人権施策に関すること。
- (5) スポーツ及びレクリエーションの振興に関すること。
- (6) 芸術文化の振興に関すること。
- (7) 学習資料、スポーツ機器、視聴覚機器等の利用に関すること。
- (8) 男女共同参画に関すること。

(財務部の事務分掌)

第4条 財務部においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 財政に関すること。
- (2) 公有財産の管理及び有効活用に関すること。
- (3) 行政改革の推進に関すること。
- (4) 市有施設の整備及び再配置に関すること。
- (5) 公用車の管理に関すること。
- (6) 市税に関すること。

(入札検査部の事務分掌)

第5条 入札検査部においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 入札に関すること。
- (2) 検査に関すること。

(生活環境部の事務分掌)

第6条 生活環境部においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関すること。
- (2) 生活安全対策に関すること。
- (3) 青少年健全育成に関すること。
- (4) 交通安全に関すること。
- (5) 防災に関すること。
- (6) 消防団に関すること。
- (7) 環境保全に関すること。
- (8) 廃棄物の処分及び資源化に関すること。
- (9) 斎場に関すること。
- (10) 墓地に関すること。
- (11) 凈化槽に関すること。
- (12) 国民健康保険に関すること。
- (13) 後期高齢者医療保険に関すること。
- (14) 福祉医療に関すること。
- (15) 国民年金に関すること。

(健康福祉部の事務分掌)

第7条 健康福祉部においては、次に掲げる事務を分

第4条 まちづくり部においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 地域づくりに関すること。
- (2) 自治会に関すること。
- (3) 定期講座、講習会等市民の生涯学習及び文化活動の実施に関すること。
- (4) 人権施策に関すること。
- (5) スポーツ及びレクリエーションの振興に関すること。
- (6) 芸術文化の振興に関すること。
- (7) 学習資料、スポーツ機器、視聴覚機器等の利用に関すること。
- (8) 男女共同参画に関すること。

(財務部の事務分掌)

第5条 財務部においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 財政に関すること。
- (2) 公有財産の管理及び有効活用に関すること。
- (3) 行政改革の推進に関すること。
- (4) 市有施設の整備及び再配置に関すること。
- (5) 公用車の管理に関すること。
- (6) 市税に関すること。

(入札検査部の事務分掌)

第6条 入札検査部においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 入札に関すること。
- (2) 検査に関すること。

(生活環境部の事務分掌)

第7条 生活環境部においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関すること。
- (2) 生活安全対策に関すること。
- (3) 青少年健全育成に関すること。
- (4) 交通安全に関すること。
- (5) 防災に関すること。
- (6) 消防団に関すること。
- (7) 環境保全に関すること。
- (8) 廃棄物の処分及び資源化に関すること。
- (9) 斎場に関すること。
- (10) 墓地に関すること。
- (11) 凈化槽に関すること。
- (12) 国民健康保険に関すること。
- (13) 後期高齢者医療保険に関すること。
- (14) 福祉医療に関すること。
- (15) 国民年金に関すること。

(健康福祉部の事務分掌)

第8条 健康福祉部においては、次に掲げる事務を分

<p>掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康に関すること。 (2) 地域医療に関すること。 (3) 診療所に関すること。 (4) 看護専門学校に関すること。 (5) 少子に関すること。 (6) 福祉事務所に関すること。 (7) 介護保険に関すること。 (8) 障がい福祉に関すること。 (9) 地域包括ケアシステムに関すること。 <p>(産業経済部の事務分掌)</p> <p>第8条 産業経済部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農林水産に関すること。 (2) 農林業生産基盤整備に関すること。 (3) 商工及び観光に関すること。 (4) 恐竜化石の活用に関すること。 (5) 地籍調査に関すること。 <u>(6) 移住及び定住に関すること。</u> <p>(建設部の事務分掌)</p> <p>第9条 建設部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 道路、河川その他の土木に関すること。 (2) 住宅政策に関すること。 (3) 開発行為等の許可に関すること。 (4) 都市計画に関すること。 <p>(支所の事務分掌)</p> <p>第10条 市長は、法第155条第1項の規定に基づき、支所を設置し、第2条から前条までに規定する部の事務の一部を分掌させることができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康に関すること。 (2) 地域医療に関すること。 (3) 診療所に関すること。 (4) 看護専門学校に関すること。 (5) 少子に関すること。 (6) 福祉事務所に関すること。 (7) 介護保険に関すること。 (8) 障がい福祉に関すること。 (9) 地域包括ケアシステムに関すること。 <p>(産業経済部の事務分掌)</p> <p>第9条 産業経済部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農林水産に関すること。 (2) 農林業生産基盤整備に関すること。 (3) 商工及び観光に関すること。 (4) 恐竜化石の活用に関すること。 (5) 地籍調査に関すること。 <p>(建設部の事務分掌)</p> <p>第10条 建設部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 道路、河川その他の土木に関すること。 (2) 住宅政策に関すること。 (3) 開発行為等の許可に関すること。 (4) 都市計画に関すること。 <p>(支所の事務分掌)</p> <p>第11条 市長は、法第155条第1項の規定に基づき、支所を設置し、第2条から前条までに規定する部の事務の一部を分掌させることができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>
--	---

附則第2項関係

丹波市表彰条例（平成16年丹波市条例第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市表彰条例</p> <p style="text-align: center;">平成16年11月1日 条例第4号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 平成28年3月16日条例第1号 (庶務)</p> <p>第11条 委員会の庶務は、企画総務部において処理する。</p>	<p>○丹波市表彰条例</p> <p style="text-align: center;">平成16年11月1日 条例第4号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 平成28年3月16日条例第1号 (庶務)</p> <p>第11条 委員会の庶務は、総務部において処理する。</p>

附則第3項関係

丹波市総合計画審議会条例（平成16年丹波市条例第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市総合計画審議会条例 平成16年11月1日 条例第24号 最終改正 平成26年3月10日条例第4号 (庶務) 第7条 審議会の庶務は、企画総務部において処理する。</p>	<p>○丹波市総合計画審議会条例 平成16年11月1日 条例第24号 最終改正 平成26年3月10日条例第4号 (庶務) 第7条 審議会の庶務は、ふるさと創造部において処理する。</p>

附則第4項関係

丹波市特別職報酬等審議会条例（平成16年丹波市条例第43号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市特別職報酬等審議会条例 平成16年11月1日 条例第43号 最終改正 平成29年3月13日条例第7号 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、企画総務部において処理する。</p>	<p>○丹波市特別職報酬等審議会条例 平成16年11月1日 条例第43号 最終改正 平成29年3月13日条例第7号 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。</p>

附則第5項関係

丹波市長等政治倫理条例（平成19年丹波市条例第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市長等政治倫理条例 平成19年1月19日 条例第4号 改正 平成23年2月9日条例第6号 (庶務) 第14条 審査会の庶務は、企画総務部において処理する。</p>	<p>○丹波市長等政治倫理条例 平成19年1月19日 条例第4号 改正 平成23年2月9日条例第6号 (庶務) 第14条 審査会の庶務は、総務部において処理する。</p>

附則第6項関係

丹波市いじめ問題調査委員会設置条例（平成26年丹波市条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市いじめ問題調査委員会設置条例 平成26年6月25日 条例第31号 (庶務) 第8条 委員会の庶務は、企画総務部において処理する。</p>	<p>○丹波市いじめ問題調査委員会設置条例 平成26年6月25日 条例第31号 (庶務) 第8条 委員会の庶務は、総務部において処理する。</p>

丹波市行政不服審査会設置条例（平成28年丹波市条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市行政不服審査会設置条例 平成28年3月16日 条例第3号 (庶務) 第8条 審査会の庶務は、企画総務部において処理する。	○丹波市行政不服審査会設置条例 平成28年3月16日 条例第3号 (庶務) 第8条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

議案第50号

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定 について

1 提案の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年政令第25号）が令和3年2月13日に施行され、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「政令」という。）が廃止されたことに伴い、政令を引用している規定について、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

感染症防疫作業手当の特例に係る規定について、政令第2条に規定する期間を「当分の間」に改めるとともに、「新型コロナウイルス感染症」の定義を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症に改める。

3 施行日

公布の日から施行し、改正後の丹波市職員の特殊勤務手当支給条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 抜粋】

（定義等）

第6条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

2～6 略

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

（1）～（2） 略

（3） 新型コロナウイルス感染症（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であつて、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

（4） 略

8～24 略

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例（平成16年丹波市条例第48号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市職員の特殊勤務手当支給条例 平成16年11月1日 条例第48号 最終改正 令和2年6月26日条例第37号 附 則 (感染症防疫作業手当の特例)</p> <p>3 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に、同令第1条</p> <p>_____に規定する新型コロナウイルス感染症（この項において「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染者又は感染の疑いのある者（以下「感染者等」という。）を次の各号に掲げる区域において、新型コロナウイルス感染症から住民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、感染者等に接触して行う作業、感染者等が使用した物件の処理及びこれに準ずる作業に従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第2条の規定は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 感染者等を収容する病院の内部 (2) 感染者等を収容する宿泊施設の内部 (3) 感染者等を収容する病院及び宿泊施設への移動時における動線上の区域及びその車内 (4) 前3号に掲げる区域のほか、これらに準ずる区域 	<p>○丹波市職員の特殊勤務手当支給条例 平成16年11月1日 条例第48号 最終改正 令和2年6月26日条例第37号 附 則 (感染症防疫作業手当の特例)</p> <p>3 当分の間、職員が</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第14号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（この項において「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染者又は感染の疑いのある者（以下「感染者等」という。）を次の各号に掲げる区域において、新型コロナウイルス感染症から住民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、感染者等に接触して行う作業、感染者等が使用した物件の処理及びこれに準ずる作業に従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第2条の規定は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 感染者等を収容する病院の内部 (2) 感染者等を収容する宿泊施設の内部 (3) 感染者等を収容する病院及び宿泊施設への移動時における動線上の区域及びその車内 (4) 前3号に掲げる区域のほか、これらに準ずる区域